

## <報道発表資料>

令和3年12月17日

### 県議補選

#### 埼玉県議会議員補欠選挙（西第10区 坂戸市）について

##### 1 補欠選挙の事由発生

令和3年12月16日、木下高志県議会議員が死去したことに伴い、西第10区坂戸市（定数1）において、県議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じた。

（公職選挙法第113条第1項第5号）

##### 2 補欠選挙を行うべき法定期間

選挙管理委員会が、公職選挙法第111条第1項第3号に基づく県議会議長からの欠員通知を受けた日から50日以内に補欠選挙を行う。

本日（12月17日）、県議会議長からの欠員通知を受けたので、令和4年2月5日（土）までに補欠選挙を行うこととなる。

（公職選挙法第34条第1項）

##### 3 選挙期日

選挙期日等は、12月22日（水）午後1時30分から開催される選挙管理委員会において決定される予定である。